

埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業
北本市体育センターにおける
指定管理業務を活用した
教室運営について

【実施団体】

北本市体育センター指定管理者
代表企業 株式会社サイオー

発表者:PPP・PFI推進部 塩月

実施企業について

株式会社サイオー

- 公共施設をはじめとする多くの施設でサービスを展開する施設運営維持管理企業
- 指定管理施設において、運営・維持管理により安心・安全・快適なサービスを提供

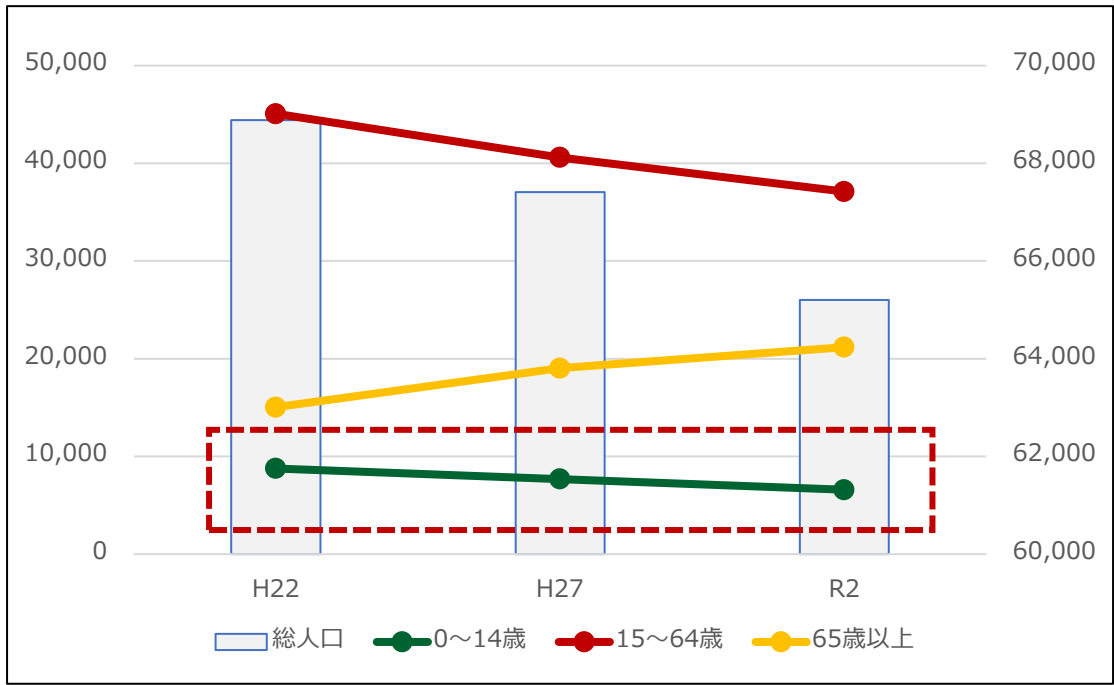
SAIO



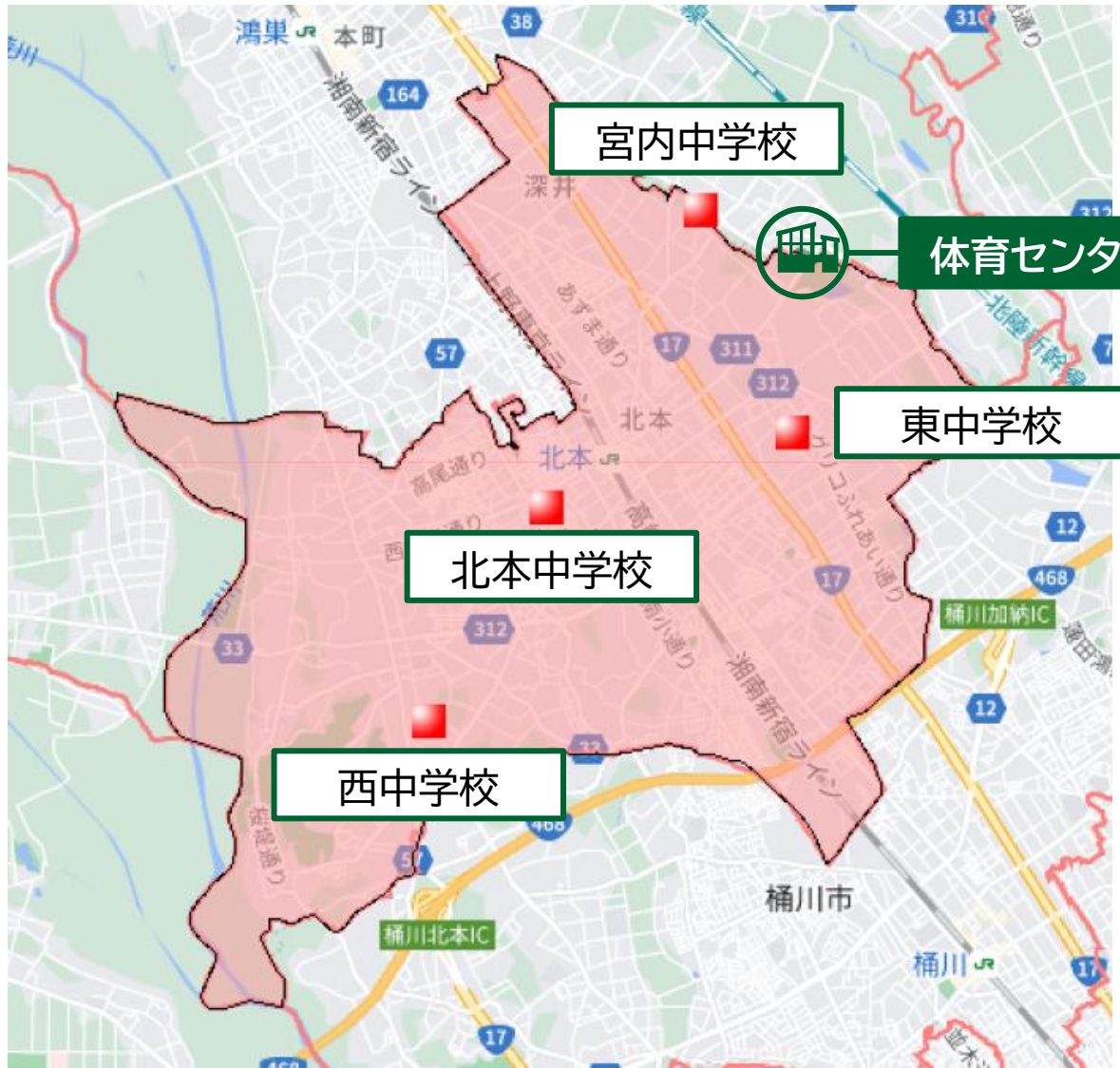
北本市について

北本市

- 人口 65,274人(R7.1.1)
- 世帯数 30,966世帯
- 面積 約19.82km²
- 市立中学校4校




※国税調査より



実施内容の検討

市内中学校の部活動の現状

- 在籍する中学校に活動したい部活動が設置されていない。
- 部員数の減少により、学校単位でチーム編成ができなくなっている。



時代の変化に合わせた
生徒の活躍の場・機会の整備が必要



公共施設の体育センターを活用した実証事業

指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の改正により創設された制度です。

従来、県の「公の施設」※の管理は、県が直接行うほかは、県の出資法人や公共的団体のみが行うことができました。しかし、この制度の創設により、**民間事業者などの団体でも公の施設の管理を行う**ことができるようになりました。

公の施設の管理について、**住民サービスの向上及び費用対効果の向上を図りつつ、施設の設置目的を効果的に達成すること**としています。

※「公の施設」とは、住民の皆様にご利用していただき、公共の福祉を増進するために、県など地方公共団体が設置している施設のことをいいます。

埼玉県ホームページ「指定管理者制度について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/kaikaku-shitei/index.html>

1. 目的

既存の指定管理者制度を活用することで、実施体制の構築と生徒の地域交流を速やかに実現できる可能性を実証する。

2. 活動内容概要

① 卓球教室

日時: 土曜日16:00~18:00

講師: 北本市卓球連盟

② 少林寺拳法教室

日時: 日曜日19:00~20:00

講師: 埼玉県少林寺拳法連盟・鴻巣市少林寺拳法連盟

募集方法



埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業

中学生卓球教室

参加者募集

スケジュール
土曜日 16:00~18:00
体育センター剣道場
※動きやすい服装、室内履き

講師
目黒講師 (北本市卓球連盟)

会費
2,400円/月


事業期間
2025年2月28日まで
※事業期間終了後も「中学生卓球教室」は継続します。



**見学・体験
随時受付中**

北本市体育センター
主催：指定管理者
北本地域スポーツ振興共同事業体

☎ 048-593-2511 (代表)
担当：村山・井上
(北本市教育委員会後援)



不敗の護身術!

10/20(日)より
開催

埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業

少林寺拳法教室

参加者募集

年齢や体力に応じて修練できます

**見学・体験
随時受付中**

練習場所 体育センター柔道場
※運動しやすい服装、室内履き

参加対象 中学生
小学生
高校生以上一般

練習日時 日曜日19:00~20:00
※初回は説明会があります

会費 1,000円/月

講師 埼玉県少林寺拳法連盟
鴻巣市少林寺拳法連盟

この教室は、スポーツに関連する様々な団体に埼玉県が事業を委託し、生徒が地域でスポーツを継続して楽しめる環境づくりと、課題解決に取り組む実証事業です。
中学生が中心ですが、小学生・高校生以上・社会人の方もぜひご参加ください。
事業期間：2025年2月28日まで
※教室は事業終了後も継続予定です。会費が変更となる場合があります。
※アンケート等の実証事業検証へのご協力をお願い致します。

北本市体育センター
主催：指定管理者
北本地域スポーツ振興共同事業体

☎ 048-593-2511(代表)
担当：村山
(北本市教育委員会後援)

- ・ チラシによる募集
各中学校への配布
市内スポーツ店等への
設置依頼
- ・ ホームページ掲載
市外の方へも広く告知

市外からも問合せあり

実施状況(中学生卓球教室)

1. 教室名

中学生卓球教室

2. 実施目的

指定管理者が実施する教室が、休日部活動となる可能性を検討する。

3. 参加対象

市内外中学生(学年・性別問わず)

4. 教室参加費

2,400円/月(4回上限)

5. 参加人数

9名



実施状況(少林寺拳法教室)

1. 教室名

少林寺拳法教室

2. 実施目的

中学生が地域の一員としてスポーツに取り組む教室が、休日部活動となるかを検討する。

3. 参加対象

どなたでも(こどもから大人まで幅広い世代で活動)

4. 教室参加費

1,000円/月(4回上限)

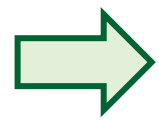
5. 参加人数

12名(内、中学生0名。体験入部3名)



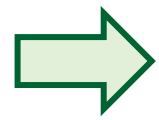
指定管理者が行うメリットについて

◆ 実施場所の確保をしやすい



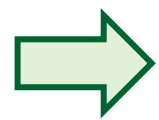
指定管理者の事業、または行政の事業として場所の優先予約をとりやすい。継続して場所を確保できる。

◆ 指導者の確保がしやすい



地域の連盟・団体との協力関係を構築されていることが多いため、地域の活動方針に沿った指導者を確保できる。

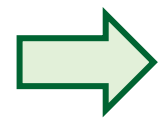
◆ 近隣との連携体制



民間事業者ならではのフットワークで、他団体や近隣行政との連携体制を構築が可能。

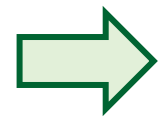
課題(指定管理者が行う事業について)

◆ 教室事業の継続性について



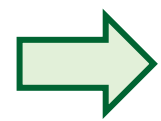
指定管理期間が5年となることが多い。指定管理者変更の際に自主事業が引き継がれないことがある。

◆ 指導者への謝金について



謝金が少額になると、継続して指導をしてもらえない可能性あり。教員が講師として参加する場合の兼職・兼業の取り扱い。

◆ 学校との指導方針の一貫性について



学校と自主事業教室の指導方針の違いによる、生徒への指導方法の一貫性の確保。技術面以外(心身・社会性)の指導。

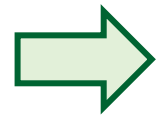


学校・行政との協力体制が不可欠

課題(講師へのアンケートより)

◆ 活動費用について

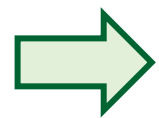
1回あたり250～500円程度



- ・ 部活動は無償で行っているため、金額は低いほうがいい。
- ・ 補助金が入るのであれば、上げてもいい。

◆ 地域移行の時期について

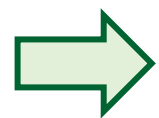
①すぐにでも実施したほうがいい。 ②2～3年後



- ・ ①学校と別組織が実施したほうが、早く体制ができると考える。
- ・ ②体制を含めて、学校側とのコミュニケーションが必要。

◆ 平日を含めた部活動の移行について

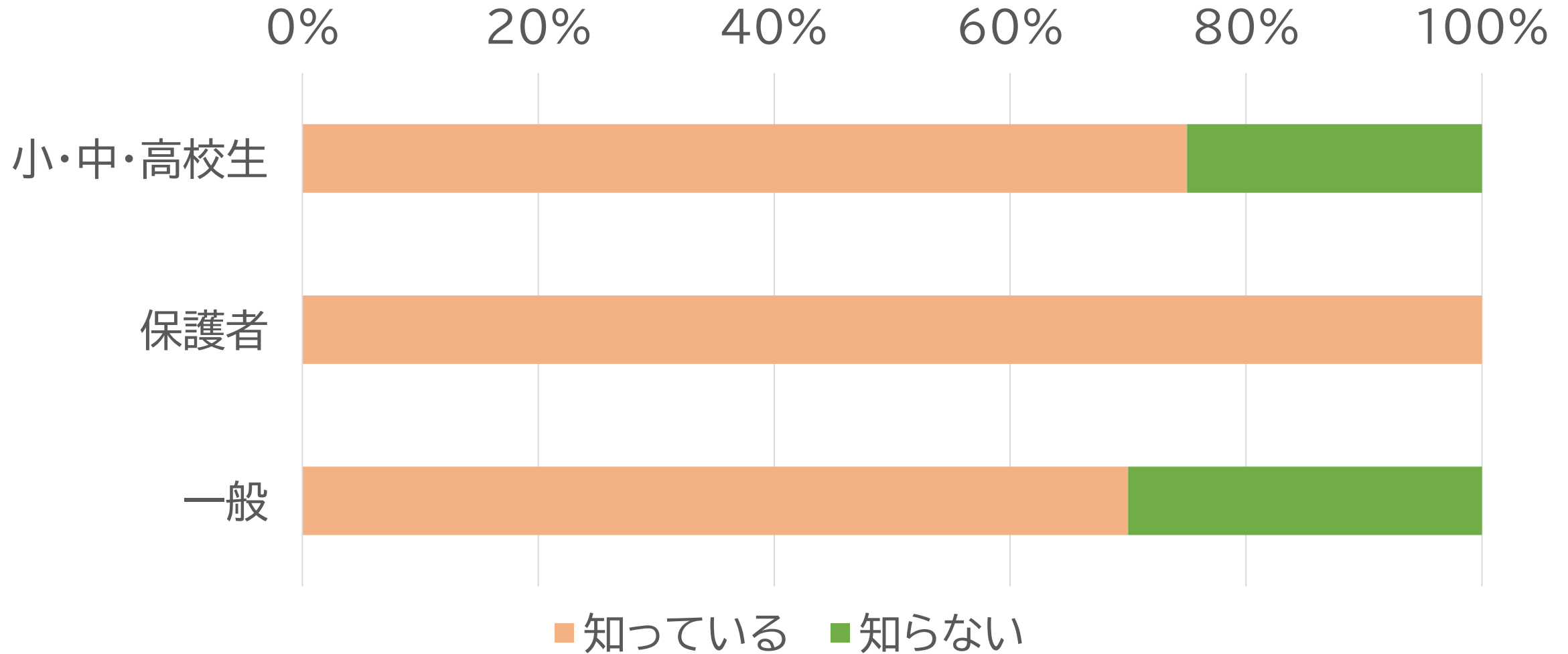
場所・指導者・参加生徒数の確保



- ・ 現在の教室規模で平日まで実施できるかは体制次第。
- ・ 教育委員会、学校、施設管理者の協力が不可欠。

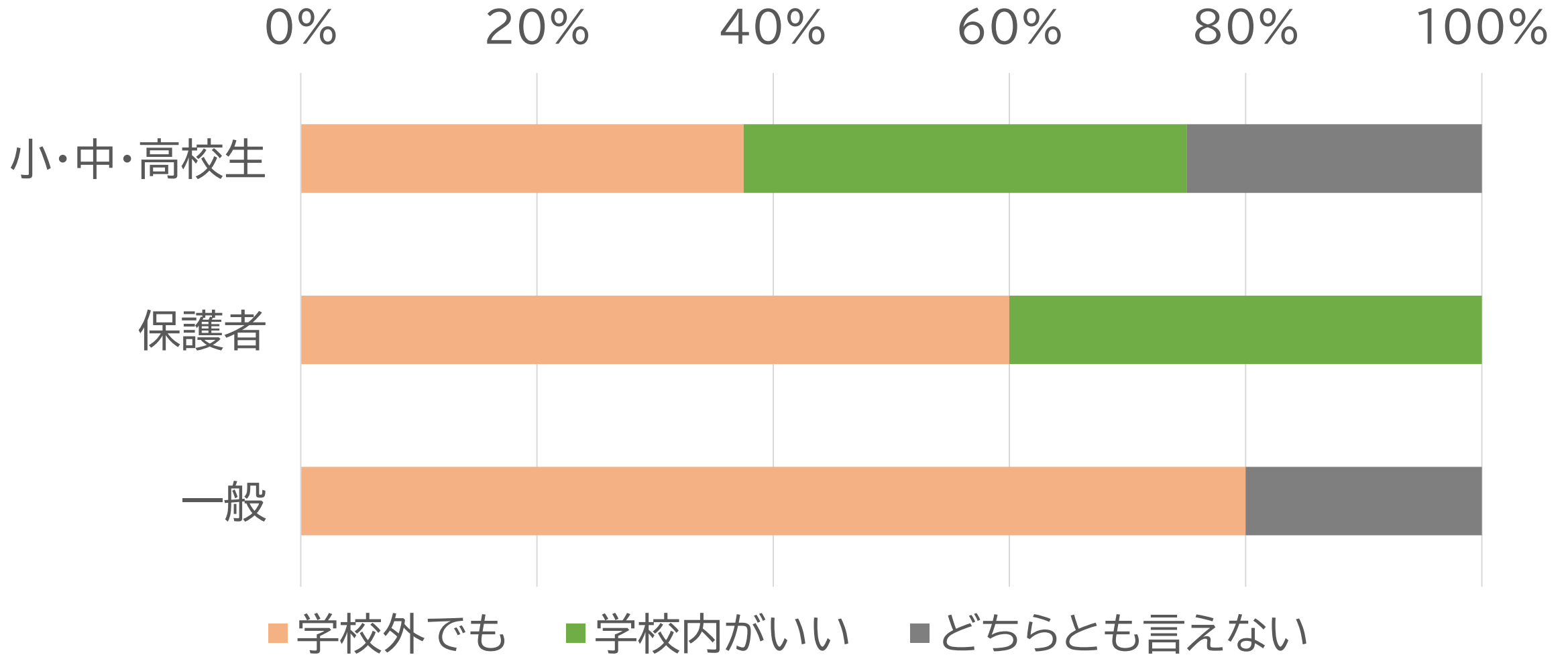
アンケート結果について

実証事業について知っているか



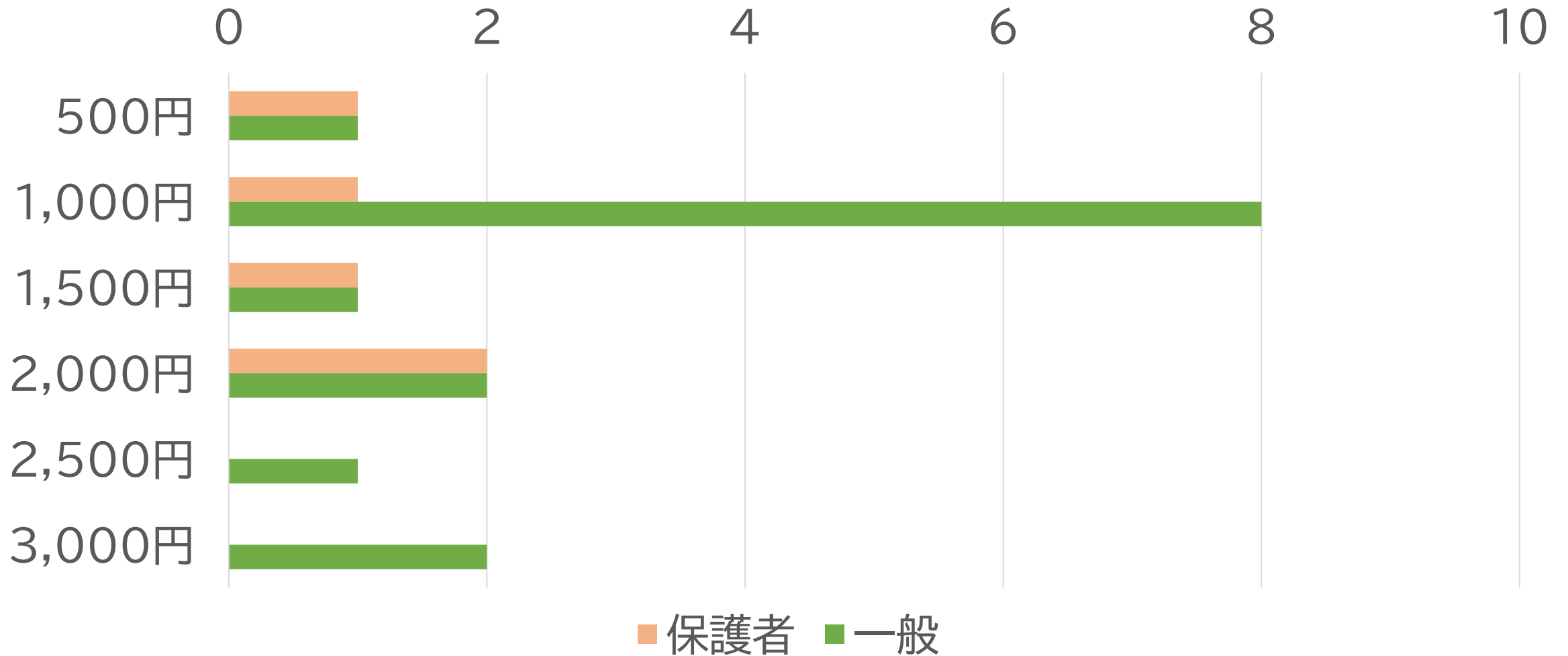
アンケート結果について

地域移行時の部活動活動場所について



アンケート結果について

月謝の金額希望について



アンケート結果について

指導者について

0% 20% 40% 60% 80% 100%

小・中・高校生

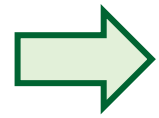
保護者

一般

- 教師・現在の顧問
- スポーツ教室講師
- 地域・自治会の講師
- 連盟所属講師
- 地域の高校・大学生

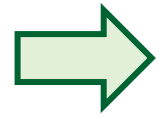
課題(参加者・保護者へのアンケートより)

◆ 部活動の活動場所について



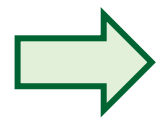
- ・学校外での活動となった場合、参加を希望しない生徒も。
- ・大会参加要件等に懸念

◆ 月謝について



- ・500～3,000円程度。
- ・受益者負担についての一定の理解はあるが、低料金を希望。

◆ 指導者の希望について



- ・生徒は教師・顧問、スポーツ教室講師との回答が多い。
- ・保護者は連盟所属講師の希望も。

中学生が部活動をする場を確保できるよう
今後も様々な検討を行ってまいります。

ご清聴ありがとうございました